

第6章 施設配置計画等

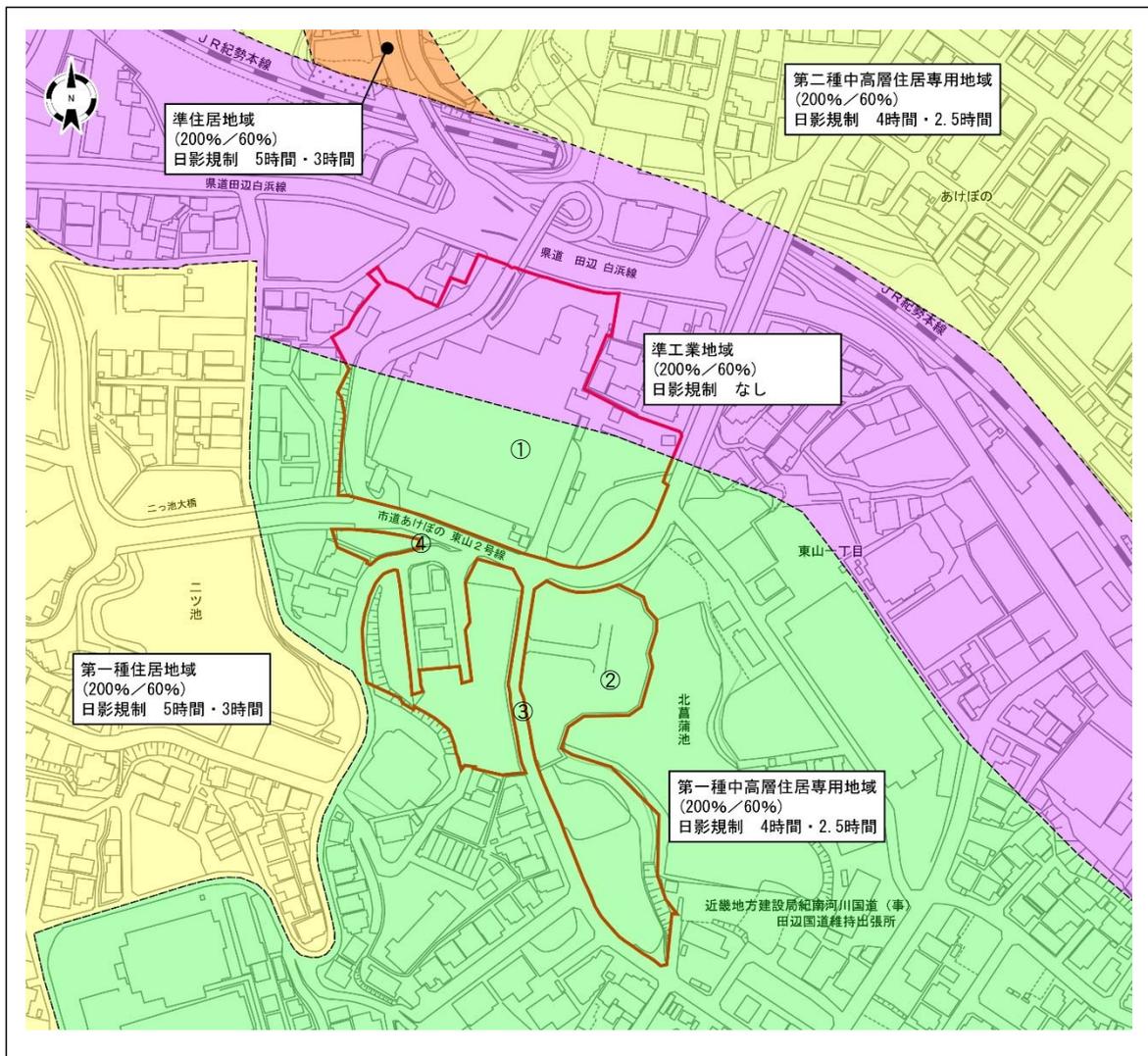
6-1 法的条件

① 現状の主な法規制

| 法規制 | 種 別 | 敷地① | 敷地②～④ |
|----------|-------|-----------------------|--------------|
| 都市計画法 | 用途地域 | 準工業地域 第一種中高層住居専用地域 | 第一種中高層住居専用地域 |
| | 容 積 率 | 200% | |
| | 建ぺい率 | 60% | |
| 建築基準法 | 日影規制 | 4時間—2.5時間 | |
| | 斜線制限 | 道路斜線、隣地斜線 | |
| 景観法 | 区域 | 景観計画区域 | |
| 県屋外広告物条例 | 許可地域 | 第3種地域 | |

② 新庁舎整備上の課題

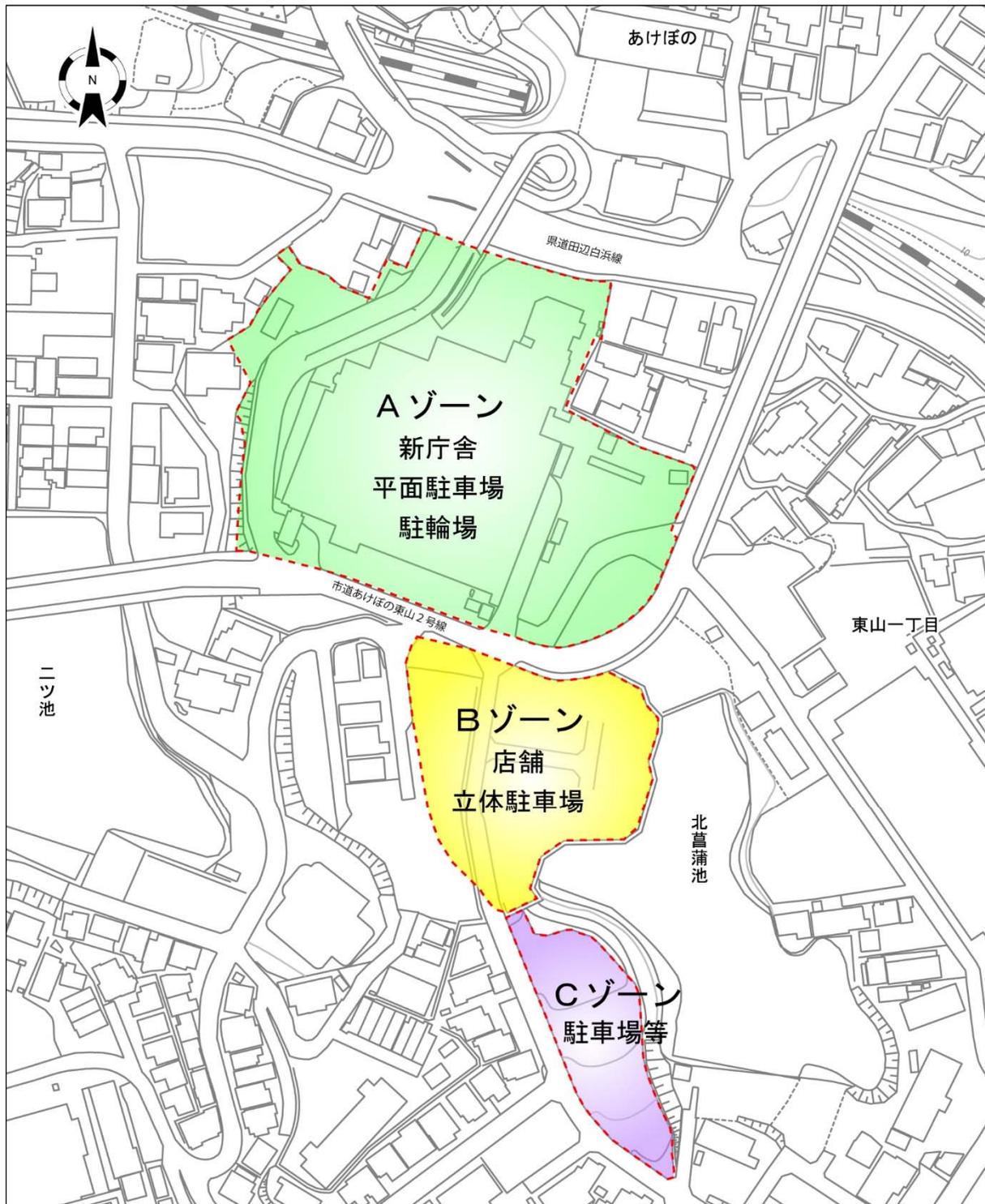
庁舎を建築するためには、建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可又は用途地域の変更が必要である。



6-2 施設配置計画

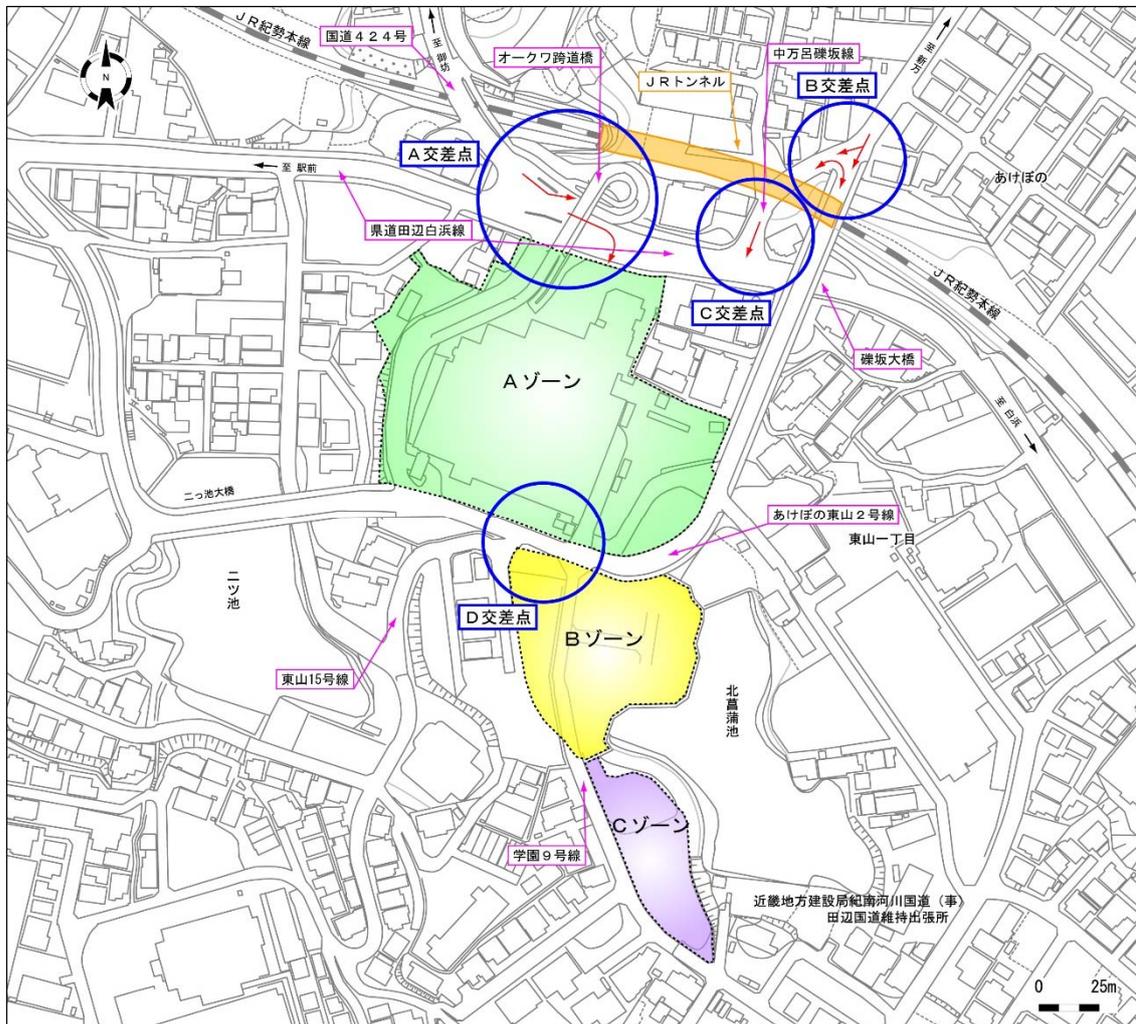
整備計画地における施設配置は、以下のとおりとする。

| | |
|------|---------------|
| Aゾーン | 新庁舎、平面駐車場、駐輪場 |
| Bゾーン | 店舗、立体駐車場 |
| Cゾーン | 駐車場等 |



6-3 周辺道路等

新庁舎と周辺道路との関連について、以下のとおり考え方を整理する。



① A交差点

整備計画地へ進入するには西、北方向から県道田辺白浜線を横断するルートがあるが、交通量が多い中での右折進入となり、交通安全上問題となる。

また、^{こどうきょう}オークワ跨道橋を利用するルートについては、跨道橋が道路橋示方書基準の耐震性能を満たしていないとともに、接続道路の幅員、線形曲率、縦断勾配が道路構造令基準に適合していない。

これらのことから、オークワ跨道橋を撤去し、現在の立体交差から平面交差に交差点改良をするとともに、信号処理等の変更により、安全性や利便性が確保できるよう整備する。



② B交差点及びC交差点

B交差点について、朝夕の通勤時間帯には、市道中万呂礫坂線のあけぼの方面から県道田辺白浜線に流入する車両がB交差点内で滞留することにより、あけぼの方面に交通渋滞が発生している。

また、市道あけぼの東山2号線から市道中万呂礫坂線方面へ通行する場合、B交差点から県道田辺白浜線方向の見通しが悪い。

B・C交差点間の道路下にはJR紀勢本線のトンネルがある。トンネル上部の土被りについては、一定の厚みを確保する必要があることから、B・C交差点間の急勾配を解消するための掘削等が困難である。

今後は、広い範囲での道路整備と併せた交差点改良を検討する必要がある。



③ D交差点

市道あけぼの東山2号線が新設されたことにより、以前と比べて安全性や走行性が改善されている。

一方で、南側から市道学園9号線と市道東山15号線が接続しており、なおかつ、両交差点が近接していることから、市道あけぼの東山2号線へ進入するには、注意が必要な状況である。また、市道東山15号線は道路縦断勾配が急で、交差点内の見通しも悪い。

安全性を確保するため、交差点を集約する道路整備を行う。



④ 新庁舎と立体駐車場をつなぐ歩行者動線の確保

Aゾーン(新庁舎等)とBゾーン(店舗、立体駐車場)は、市道あけぼの東山2号線で分断されていることから、歩行者が安全に移動できるよう、新庁舎と立体駐車場をつなぐ安全な歩行者動線の確保を図る。

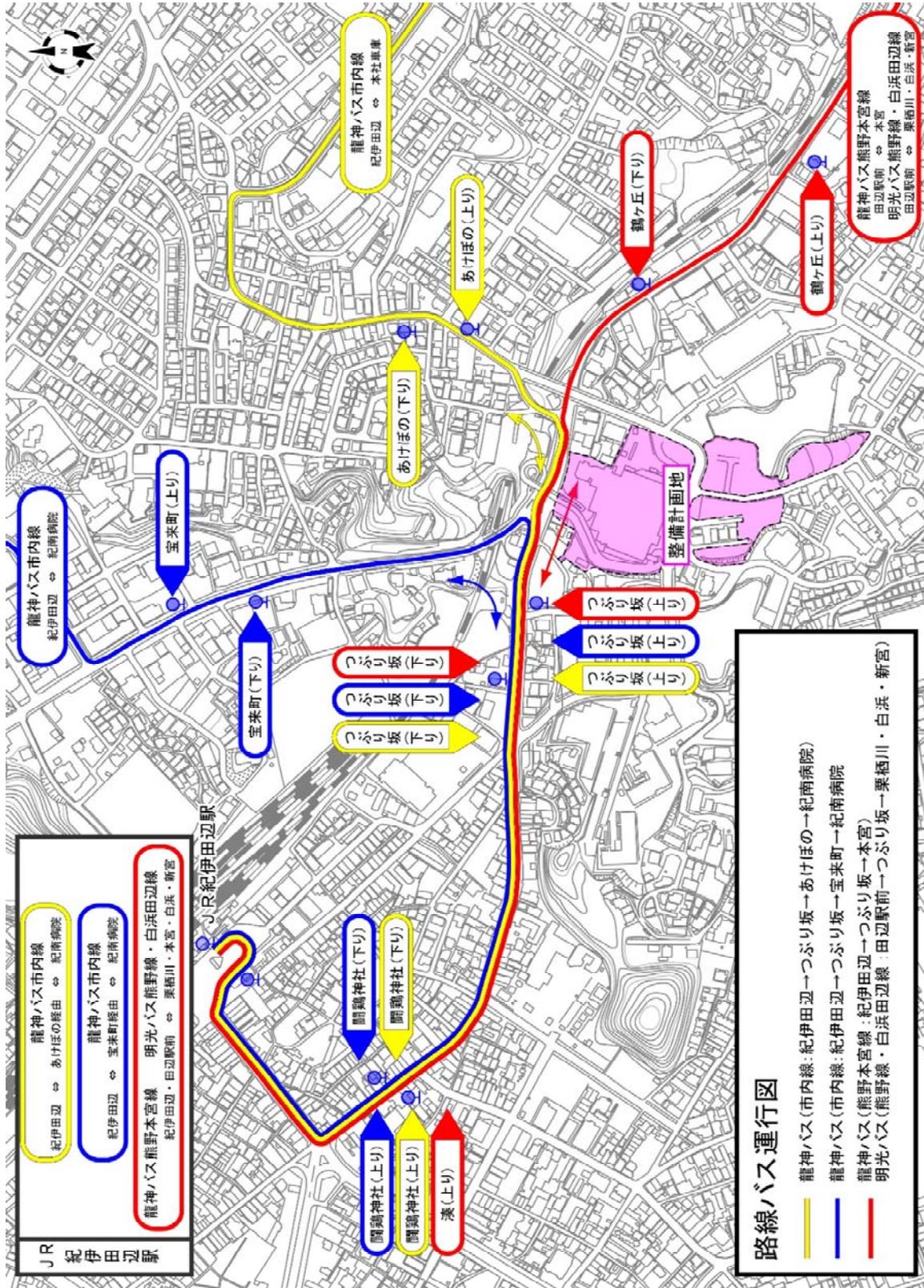


6-4 バス路線

整備計画地に最も近いバス停である「つぶり坂」については、3路線が運行されている。

JR紀伊田辺駅から白浜方面、本宮方面(赤ルート)については、1日35便、JR紀伊田辺駅からあけぼの経由、紀南病院方面(黄ルート)については、1日3便、JR紀伊田辺駅から宝来町経由、紀南病院方面(青ルート)については、1日5便が運行されている。

新庁舎整備と併せて、利用者の利便性向上のため、整備計画地周辺も含めた適切なバス停の位置についてバス事業者と協議を行う。



第7章 施設計画

7-1 庁舎規模

① 算定方法

田辺市庁舎整備方針調査報告書(平成28年3月)においては、総務省基準により、職員数561人で計算した面積に、災害対応拠点機能・市民利便機能・市民交流機能に係る面積を加算した上で、約15,500㎡、職員一人当たり27.63㎡との試算であった。

しかしながら、総務省基準は、単なる行政事務の執務室及び議会のみを想定しているため、市民利用機能などが含まれておらず実情にそぐわない。

こうした点を踏まえ、近年建築された人口規模、職員規模が比較的近い他市類似事例を参考に算出することとし、他市類似事例の職員一人当たりの平均床面積に職員数を乗じて目標規模を算定する。

【他市類似事例による職員1人当たりの床面積】

| 区分 | 人口 (人) | ① 想定 職員数 (人) | ② 延べ面 積(㎡) | ③ 職員1人 当たりの面積 ②/①(㎡/人) | 竣工年 | 階数 地下+ 地上 | 免震 場所 |
|-----------|-----------|-----------------------|------------------|---------------------------------|-----|-----------------|----------|
| 紀の川市 | 63,182 | 400 | 13,495 | 33.74 | H25 | B1+7 | 基礎 |
| 三田市(兵庫県) | 113,192 | 475 | 12,955 | 27.27 | H27 | 6 | 基礎 |
| 安曇野市(長野県) | 98,022 | 604 | 16,325 | 27.03 | H27 | B1+4 | 中間 |
| 須賀川市(福島県) | 76,195 | 470 | 14,343 | 30.52 | H29 | B1+6 | 中間 |
| 阿南市(徳島県) | 73,932 | 535 | 17,595 | 32.89 | H29 | B1+7 | 中間 |
| 平均値 | | | | 30.29 | | | |

※人口：平成30年4月末時点

② 庁舎規模算定

(他市職員1人当たりの平均面積) (田辺市職員数)

$$30.29\text{㎡/人} \times 561\text{人} = 16,992\text{㎡}$$

| | |
|---------|-----------|
| 必要な庁舎規模 | 概ね17,000㎡ |
|---------|-----------|

【延べ面積を参考にした他市庁舎】



7-2 駐車台数・駐輪台数

① 駐車台数

駐車場の必要台数については、以下のとおりとする。

設定に当たっては、一般来庁者用駐車場の必要台数は、本庁舎と市民総合センターで利用実態調査を実施し、最大滞留台数を把握したうえで台数設定を行った。

| 分 類 | 必要台数 |
|-----------|------|
| 一般来庁者用 | 123 |
| 議員、報道、その他 | 34 |
| 公 用 車 | 78 |
| 店 舗 用 | 70 |
| 合 計 | 305 |

上記の内、立体駐車場へは182台、平面駐車場として123台の確保を目標とする。

② 駐輪台数

駐輪場の必要台数については、以下のとおりとする。

設定に当たっては、本庁舎と市民総合センターで利用実態調査を実施し、台数設定を行った。

なお、駐輪場の場所については、整備計画地Aゾーン内を基本に、来庁者の動線等を考慮の上決定する。

| 分 類 | 必要台数 | | |
|--------|------|-----|-----|
| | 自転車 | バイク | 計 |
| 一般来庁者用 | 75 | 40 | 115 |
| 公 用 | 3 | 60 | 63 |
| 職 員 用 | 75 | 160 | 235 |
| 合 計 | 153 | 260 | 413 |

7-3 構 造

① 耐震安全性

大地震動に対して主要機能を維持し、地震直後から補修することなく継続使用できる施設として、国が定める「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じ、「災害応急対策活動に必要な施設」として整備を行う。

- ・構造体の耐震グレードは、防災拠点施設に必要な「Ⅰ類」とする。
 - ・構造体以外の耐震グレードは、建築非構造部材「A類」、建築設備「甲類」とする。
- (Ⅰ類・A類・甲類による耐震グレードは、大地震にも主要機能を維持できる性能である)

【官庁施設の総合耐震計画基準】

| 部位 | 分類 | 耐震安全性の目標 |
|---------|----|--|
| 構造体 | Ⅰ類 | 大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 (重要度係数は 1.5) |
| | Ⅱ類 | 大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 (重要度係数は 1.25) |
| | Ⅲ類 | 大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。 (重要度係数は 1.0) |
| 建築非構造部材 | A類 | 大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 |
| | B類 | 大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。 |
| 建築設備 | 甲類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。 |
| | 乙類 | 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。 |

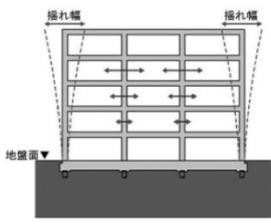
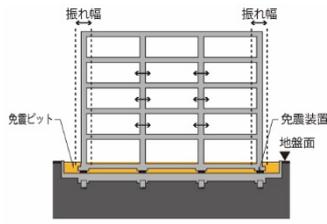
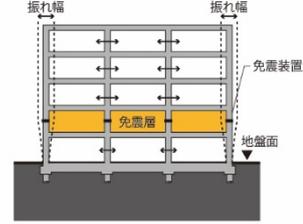
② 構造形式

構造形式は、安全性、機能性、被災後の機能維持に優れた合理的なものを選択する。

大地震動に対する構造体の対策方法としては主に、「耐震構造」、「免震構造」があり、その概要を以下に示す。新庁舎は、地震発生直後から災害対策本部を設置し、業務を行う必要があることから、免震構造を採用する。

ただし、基礎免震又は中間免震のいずれかを採用するかは、基本設計において決定する。

なお、免震構造の場合は、免震装置の施工精度が上部構造体に直接影響を及ぼすため、実際の施工においては様々な品質管理が要求される。

| | 耐震構造 | 免震構造 | |
|------|---|---|---|
| | | 基礎免震 | 中間免震 |
| モデル図 |  |  |  |
| 特徴 | <ul style="list-style-type: none"> 地震力に対して構造体の力で耐える構造。 地震力を受けても倒壊しないよう、耐力壁やブレース等を配置し、建物の各部分が、破壊しないだけの強度を確保する。 | <ul style="list-style-type: none"> 建物と地盤の間に、水平方向に柔軟に変位することで地震力を吸収する免震装置を設置し、建物の揺れを抑制する構造。 | <ul style="list-style-type: none"> 免震装置より上部の免震階が、水平方向に柔軟に変形するため、地震力を吸収し、建物の揺れを抑制する構造。免震装置から下部は、耐震構造で対応する。 |
| 長所 | <ul style="list-style-type: none"> 一般的な構造であり、コストが安い。 長い工期を必要としない。 | <ul style="list-style-type: none"> 最も建物の揺れを抑えることができ、空間の自由度の制約も生じない。 家具等の転倒や散乱を免れるため、業務の復旧が早い。 | <ul style="list-style-type: none"> 免震装置から上階は、揺れを抑えることができ、空間の自由度の制約も生じない。下階も地震力が小さくなり、揺れが小さい。 地下掘削量軽減により地下免震よりも工期短縮費用削減が可能。 |
| 短所 | <ul style="list-style-type: none"> 地震による揺れが大きいため、大きな家具や設備は転倒に備えて固定する必要がある。 耐震基準Ⅰ類とする場合は、柱、梁を大きくする、または耐力壁やブレースを多く配置する必要があるため、空間の自由度に制約を受ける場合が多い。 | <ul style="list-style-type: none"> コストが最も高い。 免震装置のメンテナンス費用が必要である。 地下掘削量が多いため工期が長くなる。 | <ul style="list-style-type: none"> 免震装置を貫通するエレベーターや階段等は、水平方向の変位に追従する対応が必要。 下階は、耐力壁やブレースが必要なため、空間の自由度に制約を受ける場合がある。 免震装置のメンテナンス費用が必要である。 |

7-4 設 備

① ライフライン途絶時の機能維持

国が定める「官庁施設の基本的性能基準」を参考に、ライフラインが途絶した場合にも庁舎機能を維持するために必要な設備とその性能を確定する。

| 分 類 | 必要な性能 |
|------------|--|
| 電力供給機能の確保 | 商用電源の途絶時又は施設内での電力供給に係る事故の発生時においても、相当期間にわたり庁舎機能を維持するために要する電力供給機能が確保されている。 |
| 通信・情報機能の確保 | 公衆通信網の途絶時又は停電時においても、相当期間にわたり庁舎機能を維持するために要する通信・情報機能が確保されている。 |
| 給水機能の確保 | 上水道の途絶時においても、相当期間にわたり庁舎機能を維持するために要する給水機能が確保されている。 |

② 空調設備

空調設備については、オープンフロアの執務空間に適した中央管理方式と、個室に適した個別方式があり、利用実態にあった空調方式を導入する。

7-5 ユニバーサルデザイン等

① ユニバーサルデザイン

国が定める「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」に基づき、多様な人々が利用しやすいよう整備を行う。



② バリアフリー

和歌山県福祉のまちづくり条例の基準はもとより、障害者や高齢者をはじめ誰もが自由に行動でき快適に過ごせるよう、可能な限りバリアフリー化を進める。



③ 受動喫煙防止

健康増進法の改正内容を踏まえ、建物内は禁煙とする。

ただし、屋外・屋上等については、必要な措置を講じた喫煙所の設置を検討する。

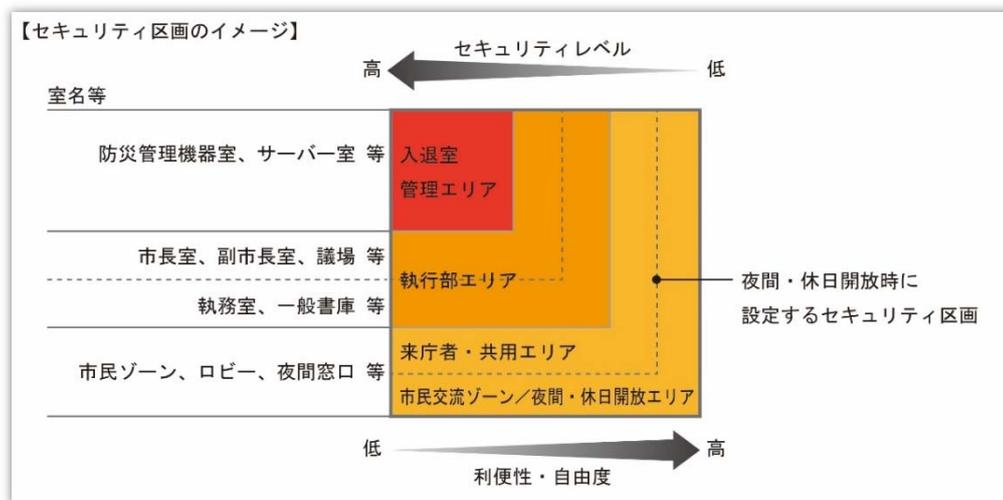


7-6 セキュリティ・プライバシー

個人情報保護や行政文書管理及び防犯上の観点から、市民が安心できるセキュリティ機能とプライバシー保護が求められるため、新しい設備・システムの導入を計画する。

① 庁舎内セキュリティレベルの設定

- ・庁舎内は、その重要度に合わせてセキュリティレベルを設定する。
- ・セキュリティレベルごとに必要な対策をソフト(運用)とハード(建物・設備)の両面から検討する。
- ・休日及び夜間開庁する部分は、閉庁部分と明確に分離し、物理的に自由な往来ができない計画とする。



② 執務スペースのセキュリティ

- ・執務スペースは、関係者との協議等の場合を含めて、原則として職員以外の立入りを禁止する。
- ・来庁者が執務スペースに無断で立ち入らないようカウンター等の形態を含め検討する。



③ 窓口のプライバシー

- ・来庁者の訪問・相談の内容に応じて、対応施設を使い分ける。



7-7 環境負荷低減

国が推進する「環境配慮型官庁施設(グリーン庁舎)計画指針」や「官庁施設の環境保全性に関する基準」を参考に、費用対効果に配慮して具体的な整備内容を計画する。

① 空調負荷の低減

- ・高断熱性能を備えた外装材、断熱材、サッシやガラス等を導入する計画とする。
- ・深い庇(ひさし)などによる日射遮へいに有効なシステムを導入する計画とする。
- ・自然換気を積極的に取り入れる計画とする。

② 省エネルギー化の推進

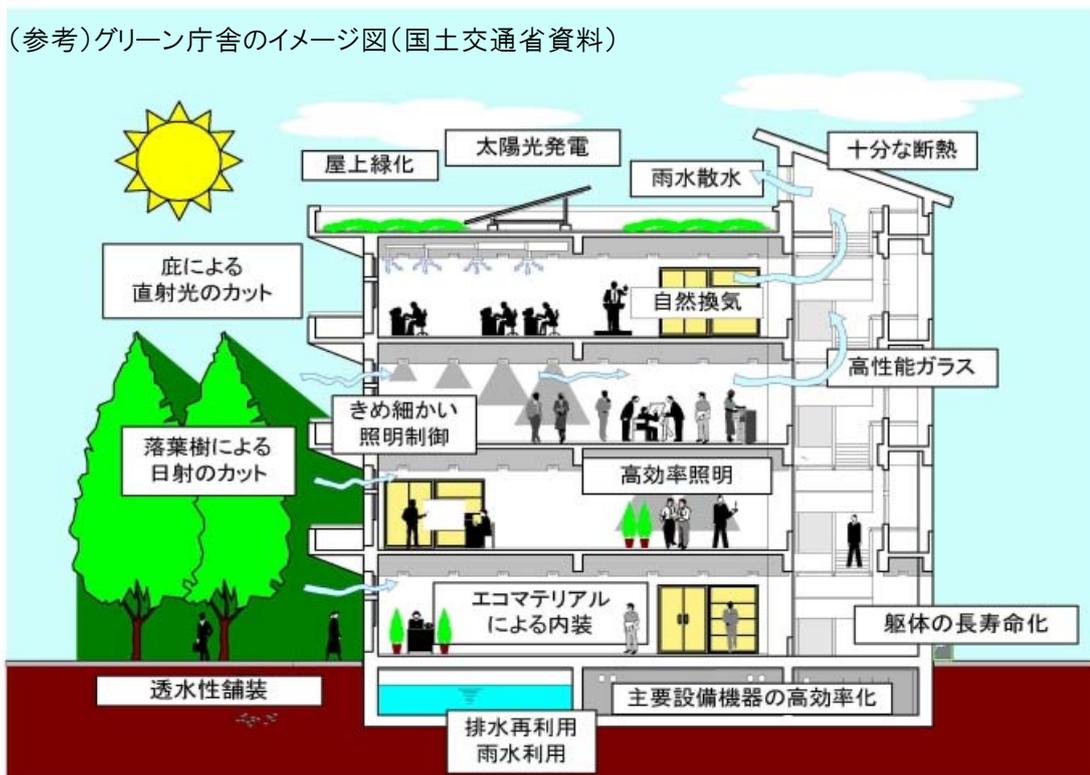
- ・LED照明をはじめ、省エネ性能の高い機器を採用する計画とする。
- ・人感センサーによる点灯システム、調光システム等を採用する計画とする。

③ 自然エネルギー等の有効活用

- ・太陽光発電設備については、最適な設置規模を計画する。
- ・自然採光を積極的に取り入れる計画とする。
- ・雨水貯留槽を設け、トイレの洗浄や植栽への散水等に活用する計画とする。

④ エコマテリアルの利用

- ・内装等に使用する材料は、エコマテリアル(環境負荷の少ない素材)の使用を検討する。



7-8 紀州材の利用

「国の公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「和歌山県木材利用方針」を参考に、紀州材の積極的な利用を計画する。



7-9 敷地特性への対応方針

① 基本的考え方

整備計画地Aゾーンの約9mの高低差については、設計において、高低差を有効活用するよう計画する。

② 既存建物の撤去方針

整備計画地Aゾーンの約9mの高低差については、既存建物が擁壁代わりとして土留めの役割を果たしており、建物だけを先行解体した場合、地盤が不安定になる可能性が高く、対策工事として新築工事開始までの土留めの設置が必要となることが想定される。

こうしたことを踏まえて、既存建物撤去工事については、建築計画の自由度、安全、工期、工事費の観点から評価を行った結果、解体工事と新築工事は一括発注を基本とする。

| | 分割発注 | | 一括発注 | |
|----------|--|---|--|---|
| 建築計画の自由度 | 撤去工事で段差(崖)部分の補強が必要となり、その補強形態が新庁舎計画の前提(制約)条件となるため計画の自由度が下がる | △ | 新庁舎の計画が自由に提案可能で、連動する段差(崖)部分の補強工法も適切な工法を選択できる | ◎ |
| 安全 | 解体後から新築工事への移行期間中、高低差が発生した法面の保護、又敷地周辺への影響により安全性が課題となる | × | 法面保護と解体工事が一体として施工が可能となり安全性の確保が容易となる | ○ |
| 工期 | 撤去完了後に土留め工事、新築工事の着手となり、工期短縮が難しい | × | 撤去工事と並行して土留め工事、新築工事に着手が可能となり工期短縮が図れる | ○ |
| 工事費 | 仮設費や諸経費等が二重に必要となる | × | 仮設費や諸経費を節約できるため、工事費縮減が図れる | ○ |
| 評価 | × | | ◎ | |

③ 敷地内道路の活用

整備計画地Aゾーンにある県道田辺白浜線と市道あけぼの東山2号線をつなぐ西側の敷地内道路については、両道路を接続する上で必要となることから、存続させる方向で検討する。

7-10 コスト縮減

庁舎機能としての性能・質を確保しながら、ライフサイクルコスト(建設、光熱水費、改修、修繕、維持管理等の建物に係る生涯費用)の縮減を考慮した設計とする。

第8章 事業計画

8-1 事業手法

① 事業手法

事業手法については、設計の過程において、市と受注者が綿密な協議を行うことが可能であり、市の意向を反映しやすい①従来方式を採用する。

【想定される選択肢と比較評価】

| | ①従来方式 (分離発注方式) | ②設計・施工一括発注方式 | ③設計・施工・維持管理業務 一括発注方式 |
|-----|--|--|---|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 設計後に設計成果に基づいて施工の発注を行う方式 公共施設建設事業の一般的な発注方式 | <ul style="list-style-type: none"> 民間活力を導入し、設計と施工を一緒に発注する方式 DB方式、PFI方式(BTなど) | <ul style="list-style-type: none"> ②に加えて、施設の維持管理業務を一括で発注する方式 DBM方式、PFI方式(BTO、BOTなど) |
| フロー | <pre> graph TD A[基本・実施設計] --> B[施工] B --> C[維持管理] </pre> | <pre> graph TD A[基本設計] --> B[実施設計 + 施工] B --> C[維持管理] </pre> | <pre> graph TD A[基本設計] --> B[実施設計 + 施工 + 維持管理] </pre> |
| 評価 | <ul style="list-style-type: none"> 設計の過程において、市と受注者が綿密な協議を行うことが可能であり、市の意向を反映しやすい | <ul style="list-style-type: none"> 施工の効率化、受注者の技術力によるコスト抑制効果が見込まれる反面、市の意向が十分反映されにくい | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ②③と比べて事業期間は長くなる可能性がある | <ul style="list-style-type: none"> 詳細な要求水準書の作成や事業契約締結など受注者の選定に期間を要するが、①と比べて事業期間の短縮が見込める | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 施工入札不調による事業遅延リスクがある | <ul style="list-style-type: none"> 設計段階で事前に労務確保が可能であるなど、施工段階での事業遅延リスクが少ない | |

② 発注方法

(1) 設計段階

設計の発注は、解体を含めた土留めや新築工事の技術、費用削減、工期短縮及び高低差を活用した豊かな発想力による提案が期待できることから、技術提案方式(プロポーザル方式)を採用する。

【想定される選択肢と比較評価】

| | 競争入札方式 | 技術提案方式 (プロポーザル方式) | 設計競技方式 (コンペ方式) |
|------------|-------------------------------------|--|--|
| 概要 | ・設計委託料の価格競争により設計者を選定する方式 | ・技術提案書に基づく能力評価により設計者を選定する方式 ・選定に際し、参加者に技術力や実績、設計に対する取組方針や設計の考え方などの提案を課す | ・具体的な設計案(デザイン)の評価により、最も優れた設計案を選定する方式 ・原則、採用した提案図面を前提に設計が進められる |
| 選定における評価対象 | 設計委託料(価格) | 設計者(能力) | 設計案(デザイン) |
| 選定期間 | 1か月～1か月半程度 | 1か月半～3か月程度 | 3か月～半年間程度 |
| 評価 | ・低廉な設計委託料で契約が見込める ・設計者選定の期間が最も短い | ・設計に対する取組み方針や設計の考え方などを確認することができ、市の意向を最も反映させやすい | ・完成イメージを見て比較評価できるが、選定後の大幅な設計条件等の変更が困難 ・設計者選定の期間が最も長い |

(2) 施工段階

工事発注方法については、今後設計内容等を勘案し決定する。

8-2 概算事業費

概算事業費については、過度な設備と過剰な装飾等を見込まない、機能的かつシンプルな新庁舎を想定し、他市事例等から算出した。

| 項目 | 費用 | 概要 |
|--------------|----------|---------------------|
| 用地取得費 | 10.5 億円 | 取得面積22,579㎡ |
| 道路整備費 | 2.5 億円 | 北・南側交差点改良、オークワ跨道橋撤去 |
| 解体撤去費 | 8.4 億円 | 既存商業施設(解体新築一括発注時) |
| 新庁舎棟建設費 | 82.3 億円 | 整備計画地Aゾーン(約17,000㎡) |
| 立体駐車場・店舗棟建設費 | 14.0 億円 | 整備計画地Bゾーン(約8,000㎡) |
| 屋外工事費 | 4.4 億円 | 建物周辺整備(約17,700㎡) |
| 合計 | 122.1 億円 | |

※ 現時点の試算であり、建設物価変動、設計内容の見込みの差等から前後する可能性がある。

8-3 事業スケジュール

| 項目 | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 |
|------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|--------|-----|
| 用地契約 | | — | | | | | 開 庁 | |
| 道路整備 | 南側交差点改良 | — | | | | | | |
| | オークワ跨道橋撤去 | | — | | | | | |
| | 北側交差点改良 | | — | | | | | |
| 庁舎整備 | 立体駐車場・店舗 | — | — | | | | | |
| | 設計 | — | — | | | | | |
| | 解体工事 | | | — | | | | |
| | 新庁舎工事 | | | | — | — | | |

【参考スケジュール】

| 項目 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 |
|--------------|-------|-------|--------------|-------|-------|------|-----|
| 現本庁舎跡地の活用 | ----- | ----- | 跡地検討⇒決定 | ----- | ----- | ● 工事 | → |
| 市民総合センターの再整備 | ----- | ----- | 整備方針検討⇒決定⇒設計 | ----- | ----- | ● 工事 | → |

用語解説

ハザードマップ (P2 他)

被害予測地図ともいい、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。

レーダーチャート (P6)

複数の項目の大きさを一見して比較することのできるグラフ。

ワークショップ (P7 他)

もともとは「仕事場、工作室」の意味。それが転じて具体的な事例を詳細に検討する会議や、体験的に技術を習得する研修会などの意味に使われるようになった。まちづくりや建物の計画・設計の場面において「ワークショップ」という言葉を使う場合、参加者がみんなで議論したり、モノを見たり、実際に何かを作り上げたりと、共通の体験をしながら、協働で提案や計画をつくりあげていくことを指す。

パブリックコメント (P7 他)

国や市町村など行政機関が規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、市民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

セキュリティ (P16、P45)

人、住居、地域社会、国家、組織、資産などを対象とした、さまざまな害からの保護のこと。一般には保安のことであり、犯罪や事故などを防止するための警備全般を指す。

バリアフリー (P17、P62 他)

高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえで、障害(バリア)となるものを除去(フリー)すること。物理的、社会的、制度的、心理的障壁、情報面での障壁等、全ての障壁を除去するという考え方。

ユニバーサルデザイン (P17、P62 他)

障害の有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう建物や生活環境をデザインする考え方。

ライフサイクルコスト (P17、P66)

建物の建設費用だけでなく、企画・設計・施工・運用・維持管理・補修・改造・解体・廃棄に至るまでに必要な全過程におけるコスト(費用)のこと。略して「LCC」と表記されることもある。

コミュニティ放送 (P21)

市区町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送(ミニFM放送)。

ランドマーク (P23)

目印となる地理学上の特徴物あるいは建物等のこと。

コンベンション (P24)

人が多く集まる、大会、集会のことで、これを目的とした施設をコンベンション施設(大規模会議室や大規模展示施設など)という。

オリジナリティ (P24)

独自性、独創性の意味。

擁壁 (P29)

崖や盛り土の側面が崩れ落ちるのを防ぐために築く壁。簡素で一時的なものは「土留(どどめ)」と称されることもある。

ライフライン (P38、P48、P62)

エネルギー施設(電気・ガス)、水供給施設(上水道・下水道)、交通施設(道路・鉄道・空港・港湾施設)、情報施設などを指す「生活に必須な基盤設備」のこと。

オープンフロア (P42、P62 他)

事務室などで間仕切りを設けず、机を並べただけの見通しの良い内部配置を行った空間。間仕切りや机など家具について機能や配置を作業内容の変化に応じて容易に変更が可能な事務空間。

パーティション (P43)

間仕切壁のこと。

OAフロア (P43)

床上にネットワーク配線などのための一定の高さの空間をとり、その上に別の床を設け二重化したものの

ICT技術 (P43)

ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略。IT(Information Technology「情報技術」とほぼ同義だが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を特に ICT と称し、区別して用いる場合がある。

IT:コンピューターや通信技術自体を指す

ICT:IT 技術を使った「人と人」「人とコンピューター」が通信する応用技術

Web (P43)

Web(World Wide Web)は、インターネット等で文字や画像、動画等を簡単に扱うことができるサービスのこと。インターネット上の掲示板のような役割。

り災証明 (P48)

市区町村が、「罹災者(災害被害に遭われた方)」の申請によって、家屋等の被害状況を調査し、その被害状況に応じて「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」等を認定、これを証明するもの。罹災者が各種支援を受けるために必要となることが多い。

公衆WiFi (P50)

外出先などでスマートフォン、タブレット、ノートパソコンアド無線LAN機能を持つ機器で、インターネットに接続できるサービスのこと。どの通信会社のスマホでも利用できるのが一般的。

道路橋示方書 (P53)

国土交通省が定めた日本における橋や高架の道路等に関する技術基準。

道路構造令 (P53)

道路法第 30 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、道路を新設、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めた政令。

土被り (P54)

トンネルや暗渠(あんきょ)のように地中に埋設される構造物の上端から地表面までの土砂や岩盤の

厚さ。

耐力壁 (P61)

建築物において、地震や風などの水平荷重(横からの力)に抵抗する能力をもつ壁のこと。そうでない壁を非耐力壁という。

ブレース (P61)

鉄筋やアングルなどにつくられた補強材。木造の筋かいと使用方法が似ており、柱や梁などで四辺形に組まれた軸組に対角線状に配置することで、地震・風などの横からの力に対してブレースの引張力により建物が変形するのを防ぐ役割を持つ。

エコマテリアル (P64)

Environmental Conscious Materials(環境を意識した材料)から生まれた造語で、優れた特性・機能を持ちながら、より少ない環境負荷で製造・使用・リサイクルまたは廃棄でき、人に優しい材料(おび材料技術)のこと。

DB (P64)

Design Build(デザイン・ビルド)の略で、設計の一部と工事を一体の業務として発注する方式。受注業者がもつ施工等にかかる新技術を生かした設計が可能になり、コスト削減の可能性がある。

PFI (P64)

Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)の略で、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間部門(プライベート)の持つ経営ノウハウや資金(ファイナンス)を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした新しい公共事業の手法。一般的に行政機関は、民間事業者が本事業を遂行するため事業目的を限定して設立する会社SPC(Special Purpose Company—特別目的会社—)と事業契約を締結し、資金調達・建設から長期運営までを委ねる。

DBM (P64)

Design Build Maintenance(デザイン・ビルド・メンテナンス)の略で、行政機関が資金調達・事業主体となり、施設の建設と補修を一体で民間に発注し、補修を除くその他の運営を行政機関が担う。運営における公共の関与度は高い。

BOT (P64)

Build Operate Transfer(ビルド・オペレート・トランスファ)の略で、民間が資金調達し施設を建設・運営。契約期間終了後、公共へ所有権を移転。所有権移転まで、固定資産税収入が見込める。

BTO (P64)

Build Transfer Operate(ビルド・トランスファ・オペレート)の略で、民間が資金調達し施設を建設。施設完成後所有権を公共に移転し、運営を事業終了まで同一の民間に委ねる。運営開始直後から所有権が公共にあり、独占的利用が確保される。

田辺市新庁舎整備基本計画

平成 30 年〇月

発行 田辺市

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町 1 番地

TEL 0739-34-3336(直)

URL <http://www.city.tanabe.lg.jp/>

編集 総務部 総務課 新庁舎整備室



田 辺 市